

## 堤防の刈草を無償で提供します。

青森河川国道事務所藤崎出張所では、河川堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、年2回堤防除草を行っており、毎年大量の刈草が発生します。この刈草を酪農、畜産の飼料や敷材、農業、家庭菜園の堆肥製造等(保肥力、保水力の向上)に活用して頂けるよう、無償で提供致します。

御希望の方は下記留意事項等を御確認のうえ、刈草無償提供申込書に必要事項を御記入頂き、藤崎出張所まで直接御持参願います。

## 【刈草提供可能時期】

- ・年2回(1回目：5月中旬～7月中旬、2回目：9月上旬～10月中旬)

## 【刈草提供における留意事項】

- ・刈草の発生時期について予定と異なる場合がございます。
- ・天候等の事情により、提供日・提供場所を変更とすることがございます。
- ・刈草について、集草、梱包までを藤崎出張所で行い、積込運搬につきましては、刈草の提供を受ける方の負担において実施して頂きます。
- ・刈草の積込運搬時に河川管理施設及び許可工作物等に損傷を与えた場合には、提供を受ける方の負担により原形復旧して頂きます。
- ・ゴミ等混入を減らすため、除草前に目視での除去を行っておりますが、取り切れないゴミ等が若干混入してる場合がございます。
- ・河川堤防には、色々な種類の野草が混在しておりますので、利用される方で用途に適合しているか御判断下さい。特に刈草を家畜等へ給与される場合は、御自身で判断の上、責任を持って給与願います。
- ・提供した刈草により、農作業及び家畜等に事故等が発生しても、藤崎出張所は一切の責任を負いません。
- ・提供は刈草を自ら使用される方に限ります。  
(第三者への転売等、営利目的の方には提供できません。)
- ・提供を受けた刈草を不法投棄してはいけません。
- ・提供時期の天候により刈草に水分が含まれる場合がございます。
- ・刈草は自然状態で保管しており、薬剤処理等は一切施しておりません。
- ・刈草積込運搬時の過積載は行わないで下さい。
- ・刈草は放射性セシウム未検出を確認しております。

刈取状況

集草状況

梱包状況

## 【お申込・お問い合わせ窓口】

国土交通省 東北地方整備局  
青森河川国道事務所 藤崎出張所  
〒038-3802 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井36-1  
TEL：0172-75-3314  
FAX：0172-75-2864  
受付時間：08時30分～17時00分(土日、祝日を除く)



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 刈草無償提供申込書・許可書

申込年月日	平成 年 月 日		
申込者	氏名		
	年齢	歳	
	住所	市・町・村	
	連絡先	自宅：	携帯：
利用目的	家畜の飼料 ・ 家畜の敷材 ・ 堆肥 ・ その他（ ）		
申込場所	川 左岸・右岸	市・町・村	地区 k～ k
申込量	巻 ※1巻当たり約15kg(φ50cm×70cm)		
搬出予定日時	平成 年 月 日 時頃		
搬出車両	普通自動車 ・ 軽自動車 ・ 軽トラック ・ 1tトラック ・ 2tトラック その他（ ）		
積込方法	人力 ・ 重機 ・ その他（ ）		
次回提供時の連絡	希望する ・ 希望しない		

提供を受けた刈草は、違法行為（不法投棄等）の無いよう責任を持って管理し、上記申込事項、並びに注意事項に基づき有効利用することを確約します。

氏名： \_\_\_\_\_

平成 年 月 日 上記について許可する。 国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所 氏名： _____
---

## ■注意事項

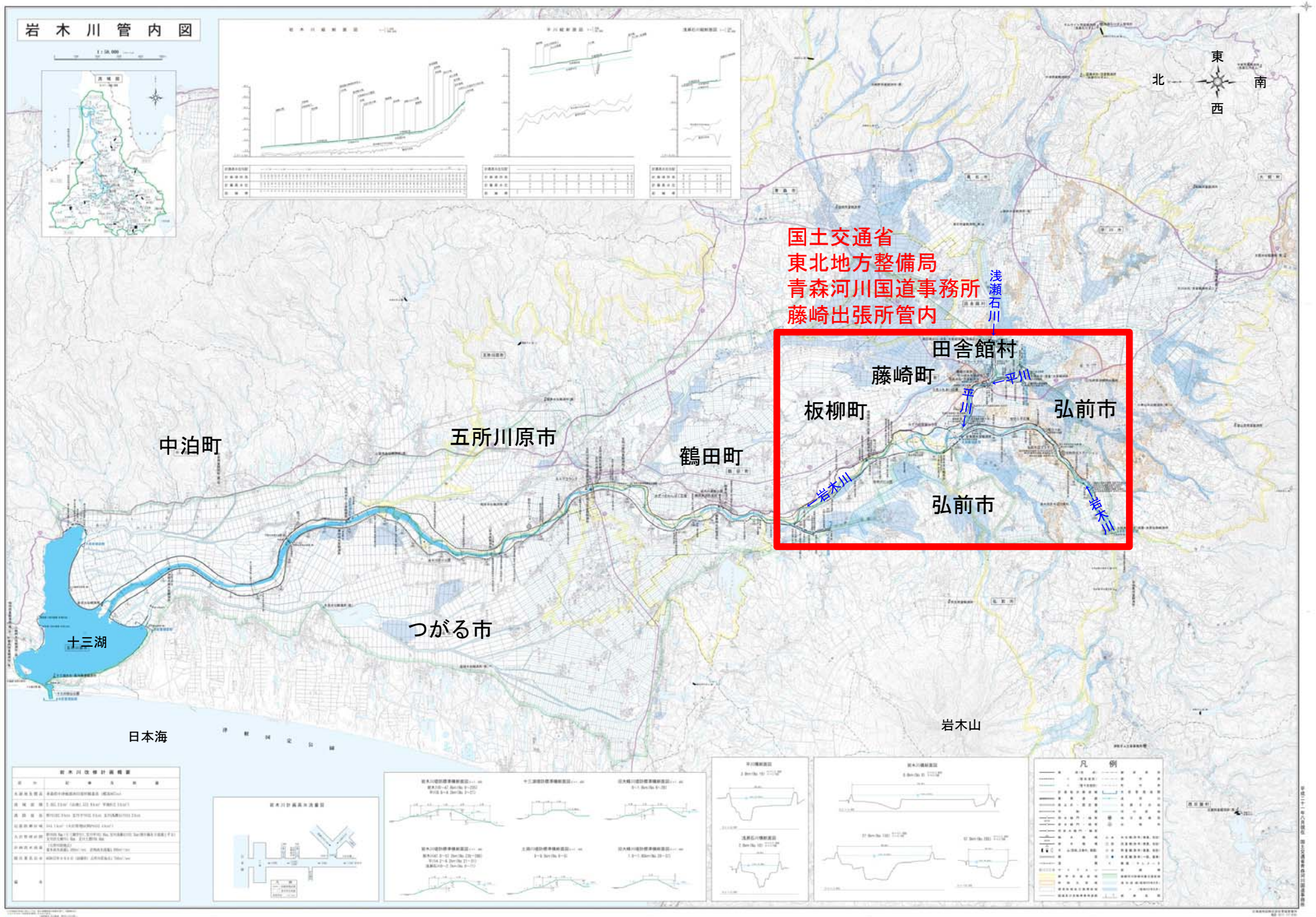
1. 本申込書で得た個人情報は、刈草の適正な管理のため必要とするものであり、それ以外の目的には使用しません。
2. 引き取った刈草は、転売等営利目的に使用することを禁じます。
3. 堤防上や河川敷上の通路での作業となる場合には、他の方の通行の支障にならないようにしてください。  
また、積込・運搬時については、事故の無いように十分注意してください。
4. 万が一、事故が発生した場合は、管理している出張所へ至急連絡を入れてください。
5. 積込・運搬時においては、刈草の飛散防止に努め、通路に刈草を飛散させた場合には、責任を持って清掃してください。
6. 刈草の運搬にあたっては、堤防保護のため、車両を堤防斜面へ乗り上げてはいけません。  
堤防を損傷させた場合、補修費を負担していただくことがあります。
7. 刈草以外の異物混入については、極力混入しないよう取り除いておりますが、混入している場合がありますので、了承願います。
8. 堤防には、多種多様の植物が生育しており、人体、家畜等にとって有害植物が植生している場合もあります。  
なお、刈草引き取り後の使用においては、利用者の自己責任において実施してください。
9. 上記、積込・運搬時の事故および引き取り後の使用における事故等については、国土交通省は一切責任を負いません。

## ■連絡先

国土交通省 東北地方整備局 青森河川国道事務所 藤崎出張所  
〒038-3802 青森県南津軽郡藤崎町大字藤崎字村井36-1  
TEL:0172-75-3314 FAX:0172-75-2864

**※本紙は藤崎出張所迄、直接御持参願います。**

# 位置図① (刈草無償提供区間)



# ■位置図②(刈草無償提供区間)【1回目(5月中旬~7下旬)・2回目(9月上旬~10月中旬)】

